

暫定ケアプランの取扱いについて

1 暫定ケアプランを作成する場合の例

- (1) 被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合
- (3) 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

2 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

- (1) 認定結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に十分な説明を行うこと。
- (2) 要介護等認定は、有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第13条第6号から第11号までに定める一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行うこと。
- (3) 更新申請の際に、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、更新前と同一の内容で暫定ケアプランとする場合には、暫定ケアプラン作成時の一連の業務を省略することができる。この場合において、認定結果が出たときは、速やかに一連の業務を行わなければならない。
- (4) 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成すること。

3 認定結果に基づく対応

- (1) 想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合

ア 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

改めての一連の業務は不要である。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにすること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

イ 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプラン

ンへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合

サービス変更の内容が、軽微な変更（別添『居宅サービス計画の変更のうち「軽微な変更」の考え方』参考）として取り扱うことができる場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

ただし、軽微な変更として取り扱えない場合は、認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

ウ 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を本取扱2－(3)の規定に基づき省略した場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

(2) 想定していた要介護度等と認定結果が異なった場合

例1 要介護3と見込んで暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護2

ア 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

軽微な変更として取り扱うことができる。この場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

イ 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合

サービス変更の内容が、軽微な変更として取り扱うことができる場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

ただし、軽微な変更として取り扱えない場合は、認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

ウ 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を本取扱2－(3)の規定に基づき省略した場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

例2 地域包括支援センターで要支援の暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護

ア 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継いだ場合、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなす。

ただし、ケアプラン作成については、暫定ケアプランをもとに、居宅介護支援事業所が速やかに作成して提出を行う。

イ 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容の変更をする場合

例2アと同様の取扱いとする。この取扱いにおいて、サービス変更の内容が、軽微な変更として取り扱うことができる場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

ただし、軽微な変更として取り扱えない場合は、認定結果が出た後、居宅介護支援事業所が速やかに一連の業務を行うこと。

ウ 暫定ケアプラン作成時の一連の業務を本取扱2－(3)の規定に基づき省略した場合

あらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継ぎ、居宅介護支援事業所が一連の業務を行う場合については、居宅介護支援費は認定月から運営基準減算を適用することなく算定できるものとする。

※ アからウのいずれの場合も、要介護の結果を想定せず、あらかじめ居宅介護支援事業所と連携を取っていない場合は適用されない。その場合は運営基準減算又は自己作成扱いとなる。

4 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

認定結果が出た後速やかに届出書の提出を行うこと。